

「新常态」における 中国の中小零細企業向け 金融への取組み



中小零細企業の資金調達難問題と 温州における民営銀行設立に関する一考察

梅原直樹

中国で習近平政権が発足してから2年余りが経過した。同政権は反腐敗運動を通じて大衆からの支持を獲得しつつ政権基盤を固め、経済政策の面では「新常态」というキーワードを全国レベルで普及させて、現状認識の刷新と共有を図った。そして現在、安定成長と改革深化を同時に達成するとの目標を掲げている。

本稿では、まず習近平指導部が政権発足後1年を経過して政治的に打ち出した「新常态」というキーワードと、その基になった「三期叠加」という足許の経済状況に対する認識を明らかにしたい。その上で構造調整の大きな課題となる「非公有制経済の健康な発展」における具体的取組みとなる中小零細企業の発展、およびこれを支える金融の改革について概観し、最後に温州の経験を紹介する。温州では下から沸き起こった民間の経済金融活動が2011年に大きな危機を招来し、翌年には当局が緊急の危機管理対応を行ったが、それから3年を経た本年3月、新たに民営銀行が設立され、危機管理モードもここで解除された。温州は今後の改革において、新たな期待を背負っているようにも見える。

1. 「新常态」に入った中国経済

— 2015年3月、全人代の前後の時期における現状認識 —

(1) スローガンとしての「新常态」

「新常态」（新しい常態）という言葉が中国メディアに初めて登場したのは2014年5月だった。習近平国家主席が河南省視察を行った様子を新華社が報道した際に登場したのだが、当初はその意味するところは明らかでなく、深い議論にはつながらなかった。その後、8月に人民日報がこの言葉について専門家の解説を掲載し、さらに3ヵ月後のAPEC首脳会談時期にメディアが解説を交えた報道を重ねる中、この言葉に込められたメッセージが徐々に明らかになっていく。そして12月に恒例の中央経済工作会议が開催された際、北京に集まった地方政府幹部に対する説明が行われ、翌2015年3月の第12期全国人民代表大会（以下「全人代」）時期に至ると地方政府幹部もこれを自ら頻りに口にするようになっていた。

「新常态」というのは、リーマンショック後に

米欧の経済界で語られた概念“New Normal”⁽¹⁾から採ったものだ。中国における「新常态」の意味は、「高速度成長および4兆元の景気刺激策後の中国経済は、それ以前の状態には戻らず、全く別物の、新しい秩序に向かう」ということである。成長速度は低下するが、これを焦らず「平常心」で認識し、その上で、今後は、質と効率を重視して発展していくということだ。習近平指導部は、「新常态」を受動的にとらえるべきではなく、積極的に対応していくべきものだ」と強調する。「新常态」には、発展モデルの転換・グレードアップ、経済構造の最適化、イノベーションによる駆動など、今後の改革の方向性が合わせて語られ、前向きなニュアンスが付け加えられ、プロパガンダ的色彩の濃いものとなっており、やや分かりにくいところがある。そこで、プロパガンダの要素を剥ぎ取り、現状認識部分だけに着目するなら、「三期叠加」（さんきじょうか）という言葉がより適切なものとして浮かび上がる。この言葉から見えてくるのは、中国経済が抱える非常に厳しい現実の姿である。

(2) 「三期叠加」が示す経済実態と政策課題、そして「四つの全面」

「三期叠加」は、「新常态」という言葉の意味を解説する際に、しばしば使われているキーワードである。文字通りには三つの時期が重なり合うということであるが、その意味するところは①経済成長の高速から「中高速」⁽²⁾へのギアチェンジ時期、②構造調整の陣痛時期⁽³⁾、③リーマンショックに対する景気刺激策で生じた負の遺産の解消時期を指す。これら3つの課題が重なり合って存在し、同時並行的に対応していかなければならないということであり、これが習近平指導部の共通認識である。

前胡錦濤指導部時代、中国経済は高度成長を謳歌してきた。二桁成長は普通のことであり、海外からの直接投資は好調を維持、国有企業の過剰設備等の問題は改善の必要性が叫ばれたも

のの現実的に先送りが可能であり、地方政府の不動産開発も順調であった。このような恵まれた状況の中で、課題としては構造改革が叫ばれたものの、結局本格的な改革に着手されるまでには至らなかった。このような中で、リーマンショックが発生し、その対応策として、大規模な景気刺激策がとられた。これは一部から「国進民退」という言葉で強く批判されることになったが、いずれにしても固定資産投資を通じた成長が目指されて、必要な改革はむしろ遠ざけられた。

こうして先送りされた課題や、景気刺激策で新たに作られた負の遺産は、全て習近平指導部に引き継がれた。国有企業部門の痛みを伴う改革、地方政府の債務リストラなどを、経済成長率が下がっていく中で進めていかなければならない。これが「三期叠加」だが、この文脈で見ると前向きな計画である「京津冀一体化」⁽⁴⁾構想や、「一带一路」⁽⁵⁾構想も、全体は前向きな構想として美しくラッピングされているのだが、ついついその中にリストラの要素が見えてきてしまう⁽⁶⁾。こうした負の面ばかり見ていると、当然、将来のイメージが暗くなり、やる気を殺ぐ。地方政府職員や一般庶民にネガティブな気分が広がれば、それがさらなる景気悪化や、極端な場合は政権批判に繋がりがかねない。そこで、政府はより前向きなニュアンスを含む「新常态」という言葉を用い、成長一辺倒に傾きがちな地方幹部⁽⁷⁾の発想を変えつつ、社会の安定を保ちながら、リストラを含む改革の諸施策を、あくまで前向きな姿勢を維持しながら進めようとしているのである。

習近平指導部は政権を引き継ぐや否や、反腐敗運動等を通じ前政権から引き継いだ政治の膿を切り出す作業を開始し、権力の基盤固めを進めてきた。その一方で「新常态」との認識を打ち出し、外交の基本方針も固め、政権誕生2年後の2015年3月の全人代では、これらを全て集約する形で「四つの全面」という上位戦略となるスローガンを打ち出した。「四つの全面」

とは、全面的な小康社会建設、全面的な改革の深化、全面的な法に依る国家統治、全面的な厳しい党内統治という4つを、相互連関させながら推進することを意味する。習近平指導部は今後、改革を本格化させながら、7%前後の経済成長率を確保し、来る共産党設立100周年である2021年の節目を迎える準備に邁進する。しかし、足許では、景気の下押し圧力が強まってきたおり、改革と成長とを両立させていくためには大胆かつ微妙な政治・経済の舵取りが要求されるであろう。

2. 中小零細企業の発展に向けた施策と民間金融

中国は世界第2位の経済大国となったが、更なる高みを目指しており、それに見合う国際的地位も要求している。しかし、そのためには、まず国内において「三期叠加」の困難を乗り越える必要がある。具体的には、産業構造の調整、国有企業の改革、金融改革、地方債務リストラ、腐敗・格差・環境破壊・戸籍差別などの諸問題に対峙し、新たな成長・発展のパターンを掴むことが必要である。この転換のために期待されているのは、中小零細企業の健全な発展である。中小零細企業は、今後の国有企業改革の過程で生ずる失業者の再雇用の受け皿として役立つばかりでなく、高度な第三次産業の発展にも寄与しうる。ただ、そのためには、金融仲介機能の発揮、資金供給ルートの整備が必要であり政府はその役割に注目している。しかし、金融仲介機能の変革は一足飛びには進まない。不良債権の発生に注意しながら、着実に経験を積んでいく必要がある。以下では中小零細企業がこれまで経験してきた苦境を示し、中国における中小零細企業の立ち位置と、政策支援の動向を概観してみたい。

(1) 輸出型の中小零細企業が2000年代以来経験している苦境

中国は2001年にWTOに加盟した。2000年代の中国は、「世界の工場」としての地位を確実にする一方で、徐々に「世界の市場」として注目を受けるようになった。この過程で進行したのは輸出型企業にとって経済環境の悪化であった。

まずインフレ懸念により金融政策が引き締めに変換された。為替相場も、1ドル8.28円で固定されていたものが、2005年7月以降、管理変動相場制に移行し、徐々に元高に進んでいくこととなった。また同時に労働者の最低賃金が地方政府により恒常的に引き上げられることとなった。これらの複合作用により、それまで経済成長の主役、最大の牽引役だった沿岸部の輸出型製造業の経営環境は悪化の一途をたどった。

中央指導部は2007年以降、現地視察を通じて中小零細企業の苦境の広がりを把握していた。しかし、イノベーションの必要性や産業のアップグレードを叫ぶにとどまり、それ以外に対策はなかった。そして2007年に米国でサブプライムローン問題が表面化し、2008年秋にリーマンショックが発生、最大の輸出先であった米国市場が急激に縮小し、中小零細企業の苦境は急速に深まった。政府は2008年11月に4兆元規模の景気刺激策を打ち出し、金融は緩和されたが、追加融資された資金は専ら国有企業や地方政府系インフラ整備案件、不動産開発案件に向かい、2010年に金融は再び引き締められたため、結局、中小零細企業の資金繰り改善にはつながらなかった。

中小零細企業にとって、そもそも、銀行借入れは容易ではない。資金が必要な場合は親類縁者から借りるか、非正規の民間金融からの調達に頼らざるを得ない。後者は一般に調達コストが高く、金融引き締め下では金利が跳ね上がる。このような中小零細企業を取り巻く資金調達難や調達コスト高問題は、現在に至るまで解

決されておらず、中小零細企業の発展におけるボトルネックとなっている。

2015年3月の全人代における国务院総理の政府活動報告では、成長のための「二つのエンジン」が提起されたが、その一つは「大衆による起業・万人によるイノベーション」である⁽⁸⁾。都市、農村を問わず、あらゆる企業と国民がイノベーションの主役になろうと呼びかけるもので、その担い手として、最も期待されるのは活力に満ちた中小零細企業であろう。また、中国版のシリコンバレー流の創業人材の登場も期待されている。しかし、これら企業や企業家が事業を発展させるためには、間接金融、直接金融を問わず様々な資金調達ができる環境整備が必要である。

(2) 中国における中小零細企業の位置づけ

中小零細企業は、改革開放に移行する前の社会主義制度の下では、基本的には抑圧される存在であった。それが変わったのは改革開放後である。1980年代に入ると農村工業に端を発して中小零細企業の発展が急速に見られるようになり、中でも「蘇南モデル」、「温州モデル」、「珠江三角洲（華南）モデル」⁽⁹⁾などと呼ばれる中小零細企業群、発展モデルが有名になった。

しかし、中国において中小零細企業の定義が公式にできたのは2003年である⁽¹⁰⁾。これは、そもそも中小零細企業という言葉が、長らく非公有制セクター企業、民営企業、私営企業、個人経営企業者（「個体工商戸」）と同義で使われており、敢えて別の定義を用意する必要がなかったという事情に起因する。非公有制という言葉は、国有や集団所有制などの公有制に対比して使われており、正規に対する非正規、主役に対する脇役とのニュアンスも併せ持っている。現在、このような認識がなくなったかと言えば、そういうことでもなさそうである。

(3) 「民間金融」とシャドーバンキング

「民間金融」というと日本であれば「公的金融」と対比されるべき言葉なのだろうが、中国においては、法律による管理が及ばない金融活動全般を指す。認可を受けた銀行やノンバンクの外側に置かれる金融活動である。分類上、シャドーバンキングの一部とみなされる。

中国のシャドーバンキングは、2012年末頃から、地方政府主導の不動産開発案件の資金ツールとして国内外で大きな話題になった。債務者が「地方政府融資平台」⁽¹¹⁾といわれる準公的セクターであるのにもかかわらず、中央政府がその全体像や実態を十分把握できていなかったため、中国の金融システミックリスクにつながるのではと大いに警戒された。そこで金融当局は2013年末から14年にかけて矢継ぎ早に管理強化策を打ち出すことになったのだが、当局は当初からシャドーバンキングの全てが悪いわけではなく、これはむしろ金融イノベーションに繋がる面があるとしてプラスの評価も与えてきた。当局は、どのように金融イノベーションに繋がるのか、具体的な説明は行って来なかったが、金融機関の理財商品や信託商品などの新商品開発の動きが金利自由化を推進しようとする当局にとって、好ましい方向の動きと捉えられたのであろう⁽¹²⁾。

(4) 2000年代以降の中小零細企業振興策の段階的進展

図表1-1は2000年代以降の中小零細企業支援策を示している。表には入っていないが、元々の契機は2000年の江沢民元国家主席による「三つの代表論」である。2003年に中小企業促進法が制定され、2005年には「個体・私営等非公有制経済発展の鼓勵・支持・誘導に関する若干の意見（国発〔2005〕3号）」が出されて、これは「非公経済36条」として広く知られるところとなるが、リーマンショックを経た2010年にはこの改訂版が出され、非公経済新36条と呼ばれている。そして、非公有制企業への政府支援策の枠組みが固まる中で、金融による支援問題への関心が徐々に高まっていく。

図表 1-1 中国政府の中小零細企業（民間企業）の振興支援策

	法律、国务院意見、政府規定等
2003年	中小企業促進法（02年制定、03年施行）、中小企業分類標準規定も別途制定
2005年	銀行業監督管理委員会（以下、銀監会）：銀行による小企業貸付業務の展開に関する指導意見 国务院：個体・私営等非公有制経済発展の鼓勵・支持・誘導に関する若干の意見（国発〔2005〕3号）…通称「非公経済36条」
2007年	銀監会：銀行による小企業と信業務展開の指導意見、金融租賃公司管理弁法、貸出公司管理暫定規定、村鎮銀行管理暫定規定、农村資金互助社管理暫定規定、信託公司管理弁法、銀行業金融機関による農村小額貸出業務を大いに発展させることに関する指導意見（銀監発〔2007〕67号）
2009年	国务院：中小企業の発展を更に一步促進することに関する若干の意見（国発〔2009〕36号）
2010年	国务院：民間投資の健康的発展の鼓勵・誘導に関する若干の意見（国発〔2010〕13号）…通称「新36条」
2011年	銀監会：商業銀行による小企業金融サービスを更に一步改善することを支持する通知（銀監発〔2011〕59号）および同補充通知（銀監発〔2011〕94号） 工業情報化部他：中小企業分類標準規定（工信部連企業〔2011〕300号） 〈「温州民間信用危機」発生。9月、経営者の夜逃げと自殺が相次ぐ〉
2012年	国务院常務会議：「浙江省温州市金融綜合改革試験区綜合法案」（温州金改12条）発表 国务院：小零細企業の健康的な発展をさらに一步支持することに関する意見（国発〔2012〕14号） 銀監会：民間資本による銀行業参入の鼓勵・誘導に関する実施意見（銀監発〔2012〕27号） 〈中国共産党第18期全国代表大会、習近平が総書記に就任〉
2013年	国务院弁公庁：金融による経済構造調整と高度化転換の支持に関する指導意見（国弁発〔2013〕67号）…通称「金融国十条」；金融による小零細企業発展を支持することに関する実施意見（国弁発〔2013〕87号） 銀監会：小微企業金融サービス業務をさらに一步着実に行うことに関する指導意見（銀監発〔2013〕37号） 〈第18期三中全会：全面的な改革の深化を決定〉
2014年	国务院：小零細企業の健康な発展の補助に関する意見（国発〔2014〕52号） 銀監会：小零細企業向け貸出サービスを完成させ、新たに創造し、小微企業向け金融サービス水準を高めることに関する通知（銀監発〔2014〕36号） 国务院弁公庁：複数策の同時実施による企業資金調達コスト引き下げに関する指導意見（国弁発〔2014〕39号） 〈銀監会が民間資本の銀行試行プランで5行の設立申請を認可：前海微衆銀行、天津金城銀行、温州民商銀行（7月）、浙江網商銀行、上海華瑞銀行（9月）〉
2015年	銀監会：2015年の小零細企業向け金融サービス業務に関する指導意見（銀監発〔2015〕8号） 国务院弁公庁：大衆起業空間の発展と大衆の起業、革新を後押しすることに関する指導意見（国弁発〔2015〕9号）

出所：各種資料より筆者作成。日本語訳は筆者仮訳。

図表 1-2 中小零細企業向け金融サービスを提供する金融機関

類型	種類	備考
政策性銀行等	国家開發銀行、郵政貯蓄銀行*	*政策性銀行に含めないのが普通
商業銀行 （主に都市部）	大型商業銀行、株式制商業銀行、都市商業銀行、外資銀行、民営銀行（試行）	工商、建設、農業、中国、交通。招商、民生、浦東發展、興業、等々
農村中小金融	機関農村合作金融機関および新型農村金融機関	農村信用社、農村合作銀行、農村商業銀行、村鎮銀行、貸款公司、農村資金互助社
非銀行金融機関	信託公司、金融租賃公司等	
銀監会管轄外の金融サービス提供機関	小額貸款公司、典當企業、ベンチャーキャピタル、信用担保機構、金融リース会社	
民間金融	合会	標会、拾会

出所：各種資料より筆者作成。日本語訳は筆者仮訳。

現在、中国で中小零細企業向け金融支援を行う金融機関を図表 1-2 に示した。取組み内容やその深度は各類型、各銀行で異なっているが、いずれも政府要請を真剣に受け試行錯誤的な取組みも含め対応を強化している状況である⁽¹³⁾。

3. 温州における非公有制経済の発展

中小零細企業を金融面で支援する施策については温州が引き続き実験場の一つとなっている。

(1) 温州モデルと温州資本の蓄積

温州市は、東シナ海に面する浙江省に属する一地方都市であり、省都である杭州市、商業都市の寧波市に次ぐ3番目の都市である。北側は台州市に、南側は福建省に接している。山地が海岸部にすぐに迫る地形であり、人口に対して耕作が可能な面積が少ない⁽¹⁴⁾。改革開放前は、台湾との戦争が想定されたため政府はインフラ投資を控え、温州は立ち遅れた貧しい地域となった。しかし、改革開放政策の導入後は、個人による商売の道が開かれ、ライター製造を始めとする製造業が急速に発展し「温州モデル」として全国的に有名になった。同発展モデルは私有制、家庭工場を基礎にしているのが特徴である⁽¹⁵⁾。

温州における製造業の勃興を資金面から支えたのは正規の銀行ではなく、「民間金融」であった。民間金融は元々、合会（または「標会」、「拾会」）と呼ばれる冠婚葬祭等に備えた庶民の地域コミュニティ互助金融（無尽講や頼母子講のようなもの）が始まりだったが、製造業が勃興、発展する中で、その運転資金や設備資金の供給源になっていった⁽¹⁶⁾。1990年代から2000年代にかけて温州の製造業は厚い利幅を謳歌し、民間において、資本の蓄積が進んでいった。蓄積された資本は徐々に、製造業以外の事業でも高いリターンを求めるようになり、一部が温州市の外にも出て行き、ホットマネーとして全国を駆け巡るようになる。2000年代初めには、「温州炒房団」との異名をとり土地投機資金となり、ニンニクや唐辛子などの商品投機にも向かうなど、全国的に有名になった。温州マネーは拡大を続け、2010年末において、その規模は7500億元（約9.4兆円）と、温州市GDPの3倍にも達したとされる⁽¹⁷⁾。

(2) 「温州市金融総合改革試験区」法案の成立と民間銀行許可への方針切替え

2011年秋、突然、温州において民間企業が

連鎖で破綻、経営者が夜逃げや自殺をする事件が発生した。「温州民間信用危機」と呼ばれる地域金融危機の勃発である⁽¹⁸⁾。これを受けて温家宝首相（当時）は、周小川人民銀行総裁など複数閣僚幹部を率いて現地に視察に入り、その5ヵ月後の2012年3月には国務院常務会議で「温州市金融総合改革試験区」の設立が決定された⁽¹⁹⁾。この「試験区」設立は12項の改革項目からなり、民間貸借の登記等を通じて民間金融の活動を白日の元に晒し（「陽光化」）、信用危機の再発や他地域への飛び火を防ぐことが優先課題とされた。この措置は、温州市政府が長らく黙認する中で発展が図られてきた温州の民間金融の機能を制限し、その活力を殺ぎ、实体经济の停滞を招く可能性を孕むものでもあった。

他方で、中央政府は中小零細企業に対する金融支援の改善に向けた過去の研究の蓄積を生かし、2012年4月に国務院は「小零細企業の健康的な発展をさらに一步支持することに関する意見（国発〔2012〕14号）」を發出し、銀監会は「民間資本による銀行業参入の鼓励・誘導に関する実施意見（銀監発〔2012〕27号）」を發出した。これらは民間銀行の試験的設立を認めるものであり、社会主義経済を歩んだ中国の歴史において画期的な方針変更であった。

(3) 「温州民商銀行」の設立

このように温州では、2012年以降、民間信用危機の再発防止に向けた管理を徹底する一方で、新たな民間銀行を設立するための準備が始まった。そして、2014年7月、銀監会は、「前海微衆銀行」、「天津金城銀行」、「温州民商銀行」の3行の民間銀行の試験的な開設を認可した。また9月には「浙江網商銀行」、「上海華瑞銀行」の2行も追加で設立認可を与えた。各行は独自の特色を押し出す形で申請を行い、認可を取得した。温州の民間銀行は、正泰集団（Chint Group）⁽²⁰⁾が地元民間企業の中核として出資設立すべく申請を行い、小規模預金と小規模貸出モデルを打ち出し、2015年3月、開業に至った。

この温州民商銀行の開業と同月、浙江省金融弁公室が起草した「温州市金融総合改革試験区建設をさらに一步深化させることに関する意見」(温州金改 新 12 条)が中国人民銀行の同意を得た上で発布されるに至っている⁽²¹⁾。温州は 2012 年 3 月以来実施されてきた危機管理モードを脱し、中小零細企業の発展を、新たな民営銀行を含む金融機関による調和の取れた形で支援する体制を構築していくべく、新たなスタートを切った。

4. むすび

中小零細企業を振興させる際に金融が果たす役割の重要性が益々強調されている。このための金融改革には、二つの方向がある。一つは正規の金融機関が中小零細企業向け融資を拡大・強化する流れであり、もう一つは本稿で言及した非正規金融の民間金融等を正規な金融に取り込んでいく流れである。この二つは、実務面での多数の試行錯誤を必要としており、金融当局の監督管理の仕組みの刷新、権限の委譲等も必要になってくる。改革は相当長い時間を要するかも知れないが、結果として、民間セクターの健全な成長が促されれば中国経済には相当な厚みが加わることになるだろう。

民間資本による新銀行設立は、インターネットの最新技術を活用し、クラウドファイディング等を手掛ける銀行が昨今、話題になっている。これに比べると温州民商銀行の設立は地味である。温州という限られた地域での伝統金融の枠組みの中での実験であり、成果が出るにも時間がかかりそうだ。しかし「非公有制経済の健康な発展」という中央からの期待が続く中で、地域経済において同行が果たす役割が確かなものとなれば、それが全国に展開されるモデルになる可能性もある。温州で積まれる経験が、中国の非公有制経済の発展において大きな意義を持つことになるかもしれない。

《注》

- (1) “New Normal” は、リーマンショック後、2009 年 5 月に米国大手資産運用会社ピムコ CEO (当時) モハメド・エラリアンによる造語。「リーマン危機後の世界経済は危機以前の状態には戻らず、全く別物の新しい秩序に向かう」との見方を示し、ダボス会議の場などで、経済界・学者の間でしばしば話題に上った。
- (2) 現状では 7%前後というのが目安。今後の状況によっては下方向への調整もあり得る。
- (3) 「構造調整」は旧来の経済構造がもたらしてきた非効率な経済体制をより合理的なものに改めることを指す。具体的には、投資と輸出に過度に依存した経済成長の構造を転換し、消費・投資・輸出の調和の取れた発展を実現していくこと。また、産業構造の調整を通じて、第二次産業に過度に依存する経済成長を転換し、第一次、第二次、第三次産業のバランスの取れた発展、その中でも特にハイエンドの第三次産業の発展を目指すことを指す。後述する中小企業・零細企業及び民間企業の発展促進もこれに含まれる。なお「陣痛」というのは構造調整を進める際に、例えば旧来産業の退出と、新産業勃興は直線的には現れず、波動的に現れることを想定しており、改革には痛みが伴うことと併せて使われている。
- (4) 習近平指導部による政策で、北京市、天津市、河北省の広域連携を通じ、重複投資を避け、調和のとれた地域政策を実施していこうとするもの。
- (5) 2014 年 11 月の APEC 首脳会談を契機に対外的にも打ち出された新しい国際発展戦略。陸のシルクロード経済帯(帯)と 21 世紀海のシルクロード(路)を併せ「一带一路」と総称される。なおアジアインフラ投資銀行(AIIB)はこの中国の国際発展戦略を実現するための機関との置つけが与えられていた。
- (6) 「京津冀一体化」の裏には、中国の NY マンハッタン開発などと喧伝され頓挫した「鬼城(ゴーストタウン)」化した天津濱海新区于家堡金融区や響螺湾商务区や、中央政府も投資誘致に動いたが失敗して債務問題に苦しむことになった河北省唐山市の曹妃甸工業開発区案件なども想起されよう。また「一带一路」の裏にも各地の国有企業が抱える過剰設備の廃棄ショックを緩和させようとの意図も見られる。
- (7) 地方幹部とは主に省・自治区・直轄市と、それ以下の行政単位の党・政府の幹部職員を想定。
- (8) もう一つのエンジンは公共財・公共サービスの増加。
- (9) 「蘇南モデル」は、江蘇省南部地区の例えば蘇州常熟・無錫江陰などに出現した集団所有制の郷鎮企業を基礎に発展したモデル。「温州モデル」は浙江省の東シナ海海岸部の温州・台州などで発達した私有制、家庭工場および商人ネットワーク

を絡めたモデル。「珠江三角洲モデル」は外国資本との合弁・委託加工等に代表される発展モデル。それぞれ1980年台の半ばより興隆し、改革開放政策の成果として話題になった。

- (10) 2003年に「中小企業促進法」が制定され、それに合わせて「中小企業分類標準規定」が定められた。現在の「規定」は2011年に改訂されたものである。そこでは業種で16に分けた上で、従業員、売上高、総資産によって、「中型」・「小型」・「微型」(零細)に分類している。工業(製造業)については、中国の「中企業」は、日本の「大企業」に相当するなどの違いが見られる。以下では工業と卸売業の2種類を例示する(そのほか14種類は省略)。

〈工業〉 従業員1000人以下又は売上高4億元以下が中小零細企業。

うち、従業員300人以上且つ売上高2000万元以上は、中企業。

従業員20人以上且つ売上高300万元以上は、小企業。

従業員20人以下又は売上高300万元以下は、零細企業。

〈卸売業〉 従業員200人以下又は売上高4億元以下が中小零細企業。

うち、従業員20人以上且つ売上高5000万元以上は、中企業。

従業員5人以上且つ売上高1000万元以上は、小企業。

従業員5人以下又は売上高1000万元以下は、零細企業。

(参考) 日本における中小企業者の定義(中小企業基本法第二条)

製造業・その他業種:300人以下又は3億円以下。

卸売業:100人以下又は1億円以下。

小売業:50人以下又は5,000万円以下。

サービス業:100人以下又は5,000万円以下。

- (11) 地方政府融資プラットフォームは、地方政府の指示の下で不動産開発案件の資金調達等を担う専門会社。形式は民間企業だが、実態は地方政府の別働隊。英語はLocal Government Financial Vehicle (LGFV)。2008年11月の景気刺激策は当初設計上、総プロジェクト資金の四分の一のみが財政で賄われ、残り四分の三は地方政府が独自に調達する形となっていた。
- (12) 温州では、民間金融が中小零細企業の資金調達を支えた。その後、貿易の利益等により蓄積された資本は金融資本となって国内不動産市場や商品市場に振りむけられ、2010年代後半以降はシャドーバンキングの資金供給源の役割も担った。金融当局はこのような資金流を可能な限り有効活用したいと考えていたと見られる。
- (13) 各業態の取り組み状況は、史建平主編「中国中

小微企業金融服務發展報告(2014)」「同(2013)」「中央財經大學民泰金融研究所系列報告」に説明、分析がある。

- (14) 全体面積は11,784平方キロ、人口は9.1百万人(2010年調査)、市中心部の面積は1,082平方キロ、常住人口は3.0百万人。
- (15) 温州には、偽物の氾濫、民間金融・地下金融の暗躍、市場の無秩序と政府の無作為など負のイメージも付きまとう。温州人は中国人の中でも商才に長けており、同郷人ネットワークも発達しているとされる。
- (16) 合会は、連鎖的な貸付によって高利貸化するケースも見られる。最後の借手が耐え切れなくなり、資金連鎖が断裂して、複数の「会」が一挙に破綻した事件が、1980年代中ごろに既に発生している。
- (17) 周徳文[2012]「跑路:疯狂的高利貸」前言P1
- (18) 背景は2000年代に始まった輸出企業の経営環境悪化とリーマンショック等の悪影響である。連鎖的な危機の発生は、民間金融が相互融資、相互出資が錯綜する構造となっており、ある信用断裂が別の信用断裂を呼び易いためである。
- (19) 中国のシャドーバンキングが、日本で本格的に話題になったのは2012年末以降であるが、その1年前の2011年秋から2012年にかけての時期に、既に温州を震源に地域金融危機が発生しており、國務院総理が緊急対応に当たっていたということになる。
- (20) 温州樂清市に本社を置く変圧器等電気機器製造の大手民営企業。1984年創業。
- (21) 温州市政府金融工作弁公室HP、http://www.wzjrb.gov.cn/art/2015/3/30/art_8728_176572.html

主要参考文献

- ・胡舒立主編[2013]「新常态改变中国」民主与建設出版社
- ・史建平主編「中国中小微企業 金融服務發展報告(2014)」「同(2013)」中国金融出版社(中央財經大學民泰金融研究所系列報告)
- ・劉潔・張明「温州における金融改革の現状と課題」野村財団 季刊中国本市場研究 2014 冬
- ・範立君[2013]「現代中国の中小企業金融」時潮社
- ・周徳文[2013]「温州金融改革——為中国金融改革探路」、浙江人民出版社
- ・周徳文[2013]「温州資本干的就是不一样」、浙江人民出版社
- ・周徳文[2012]「跑路:疯狂的高利貸」、厦門大學出版社
- ・罗培新主編[2013]「温州金融实践与危機調研報告」、法律出版社
- ・中共温州市委宣传部・温州人民政府[2013]「選定温州」、紅旗出版社